

令和5年度第1回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和5（2023）年4月27日（木） 午後3時から午後4時30分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（50名）、市長、市議会議長、区長会事務局
挨拶のみ（副市長、教育長、部長13名）

欠席者：

会議内容

- 1 区長会新役員紹介
- 2 区長会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 市議会議長あいさつ
- 5 副市長、教育長、部長13名によるあいさつ
- 6 議題

区長会長 本日の区長会は、午後5時終了予定で進めさせていただく。
会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参する。その後、区の番号を言ってから発言願う。また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長の皆様の質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただきようご協力を求める。

【区長への作業・提出依頼】

（1）第73回「社会を明るくする運動」協賛のお願い

区長会長 「議題1：第73回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について説明を求める。

保護司会 議題1（資料1）

第73回「社会を明るくする運動」協賛金のお願いをする。6月末までに、振込み用紙に区の数字を記入していただき、ご入金いただきたい。今回現金での支払いを希望される区については、次回6月17日（土）第2回区長会議の開催前の時間、9時～9時20分に受け付けさせていただく。

区長会長 議題1：「第73回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

（2）多治見市青少年まちづくり市民会議について

区長会長 「議題2：多治見市青少年まちづくり市民会議について」説明を求める。

教育推進課 議題2（資料2）

青少年まちづくり市民会議事業の協力と交付金書類作成と提出依頼をする。

平成5年に活動が始まり、教育推進課のほか3つの組織で構成されている本会議事業への協力をお願いする。主な活動は、「わたしの主張大会」「挨拶で絆の日」「花いっぱい運動」等がある。挨拶で絆の日は、今年度は7月3日（月）、11月1日（水）に予定している。区長をはじめ団体の皆様にご協力をお願いすることがあるか思う。ご都合のつく範囲でご協力をお願いしたい。

交付金については区の子どもたち向けのイベントに使用していただくもので、区への交付額は5万円＋世帯数×43円で、あらかじめ郵送した申請書にすでに金額は記載してある。提出期限は5月19日（金）。

区長会長 議題2：「多治見市青少年まちづくり市民会議について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新について

区長会長 「議題3：避難行動要支援者名簿の更新について」説明を求める。

企画防災課 議題3（資料3）

お渡ししてある令和4年度版の避難行動要支援者名簿と今回お渡しする令和5年度版名簿の差し替えをお願いします。

本名簿は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方が犠牲になるケースが多く見られたことから、地域への提供が義務づけられたものである。多治見市では、平成30年度から、全区長に名簿を提供している。平常時から地域で対象者を把握していただき、地域の防災訓練などの参加の中で、災害時に声を掛け合って助け合っていただく関係を築いていただくことを目的としている。

名簿の原本は区長様のみにお渡ししている。必要に応じてコピーした名簿は、保管できる方が限定されているためご注意願う。個人情報に記載された名簿であるため、心配になるかと思うが、災害対策基本法の中で、災害に備えて、自主防災組織を含む関係者は、名簿情報の利用と提供することができる旨に記載されている。ただし、名簿で知り得た情報は漏らしてはいけないとなっているため、十分ご注意願いたい。

「活用の手引き」中、様式1と様式2については、名簿と一緒に綴じておくものである。コピーした場合も必ず様式1と様式2は、名簿と一緒に綴じておいていただきたい。

様式2の下の方「②ただし書」にあるように、多治見市では逆手上げ方式を採用している。名簿に載せないでほしいという意思表示がない限りは、名簿に掲載している。

様式3は、名簿をコピーした際、名簿の所在を明らかにしておくためのもの。

様式4は、本日お配りしている名簿の受領書。サインの上、机上においてお帰りいただきたい。

最後に、令和4年度の避難行動要支援者名簿の回収をお願いします。次回以降の区長会議の際、あるいは市役所に用事がある際に、企画防災課まで返却願う。

名簿の差し替え方は、お渡ししてあるピンク色のファイルの中身をまるごと抜き、新しい名簿に差し替え、外した古い名簿を、配布の封筒に入れて返却願う。

活用の手引きが必要な方は必要部数をお知らせしていただければ用意する。

区長会長 議題3：「避難行動要支援者名簿の更新について」、質問はあるか。

区長 去年名簿を回収する際に町内会長から、亡くなった方や移転された方が掲載されているが、修正しなくてよいかと言われた。そのままにできたが実際はどういうものか。

企画防災課 名簿の情報は名簿をお渡しする前年の8月に市民課等の情報から抽出し、名簿登録の本人への確認を行い、区ごとに仕分ける作業を実施した後、年をまたいで4月にお渡しするため、常に最新の状態に更新しているが時間差が生じてしまう。既に亡くなられた人や転居された人が名簿に記載されているのはこのためである。前回の情報は今回修正されるためご理解いただきたい。

区長会長 その他質問はあるか。

区長 特になし。

(4) 令和5年度岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等についてのお願い

区長会長 「議題4：令和5年度岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等についてのお願い」について説明を求める。

文化スポーツ課 議題4（資料4）

岐阜県では毎年、子供たちの活動を支え、地域の皆様から高い評価を得ている個人、団体の方へ「岐阜県地域子ども支援賞」を贈呈している。この度、本賞の候補者を募集する旨の通知が岐阜県からあり、案内するもの。候補者となる個人や団体があれば、推薦をお願いします。推薦は、各区から推薦調書を提出。〆切は6月30日（金）まで、市役所文化スポーツ課へ提出をお願いします。

推薦書となる方は資料の4番目を参照。

- ① 子どもを対象とした活動、例えば、スポーツや子供会、文化活動の指導、安全の見守り活動等をされていた方など
- ② 活動については、10回以上かつ継続して3年以上行い、現在も活動されている方
- ③ ただし、職務として行われる活動は対象外。また、過去に同じ活動区分で受賞されている個人の方や受賞から10年経過していない団体は対象外

詳細は、別紙1ページ以降に概要等を添付、確認願う。

不明な点などあれば、資料最下段にある文化スポーツ課までお問合せ願う。

区長会長 資料15ページ以降に過去の受賞者が掲載されている。参考としてほしい。

議題4：「岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(5) 道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて

区長会長 「議題5：道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」説明を求める。

くらし人権課 一部の地域に偏ることなく多治見市全体の道路改良等を進めていくため、昨年度と同様に区からの要望をお伺いするもの。

道路の改良や、地域で実施できない危険な個所の草刈り等の要望を、役員会などで諮って皆さんの声を集めていただき、必ず町内会長会議などで区の総意として取りまとめた上、要望事項を記載したもの、現況写真、位置図を、6月1日から6月30日までの期間に、市役所くらし人権課まで提出。この際、同一案件がないか、地図の場所が合っているかなど確認を願う。

提出に際しては別添様式例を活用願う。様式は区長会ホームページにも掲載。パソコンで記入の上、メールで提出も受け付ける。職員が現場確認するため、写真の複数枚添付や、位置図に地図の写しを利用して該当箇所を書き込むなど、分かりやすい提出を願う。

原則として、6月30日以降は受付できない。

別紙の例のような、道路の陥没や倒木など、緊急性が高く、早期に対応が必要なものについては緊急対応として随時行う。今回の要望には含めず、直接担当課へ連絡を願う。

要望のうち、市管轄外の「国道・県道に係るもの」や、「止まれ」の停止線や道路標識、信号機設置や横断歩道設置等については、10月までに市から国・県・公安委員会等に対し要望する。各区へは各対応機関へ要望を行った旨と要望日等のお知らせをする。その後の対応は各所管機関の判断となる。市が所管の案件は、対応結果を2月開催の第6

回区長会議で報告する。不明な点等あれば、くらし人権課までお問合せ願う。

区長会長

昨年度も500件ほどの要望が出された。6月に担当課へ送り2月の報告まで、厳しいスケジュールの中で1件1件対応をしていただいている。

議題5：「道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」質問はあるか。

区長

質問なし。

(6) 市政協力業務委託契約書等の作成依頼について

区長会長

「議題6：市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」説明を求める。

くらし人権課

議題6（資料6）

市と各区で締結する「市政協力業務委託」の契約書の作成手続き及び委託料の受け取り手続きについて説明する。

契約書を2部配付している。区長の名前、住所等内容を確認いただき、印鑑を3カ所押印願う。契約書2冊ともに押印して2冊とも市へ提出願う。市で市長印を押印の上、1冊は各区へ返却する。

手元に「市政協力業務委託費前金払請求書」を配付している。記載例を参考に必要事項を記入の上、提出願う。

委託料を区の口座に振り込むので、振込先口座を「区会計口座報告書」に記載の上、提出願う。確認のため、お手数であるが、通帳の内側のページ、名義人名のふりがな等が確認できるページの写しをあわせて提出願う。

当該口座には、委託料の他、敬老会交付金、リサイクルステーション管理協力金、地域活動助成金なども振込みされる。あわせて予定願う。

これまで説明させていただいた契約書、前金払請求書、区会計口座報告書については、5月9日（月）までにくらし人権課まで提出願う。

区長会長

議題6：「市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

もし、不安に思われることがあれば、個別にくらし人権課までお尋ねいただきたい。

(7) 保有個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について

区長会長

「議題7：保有個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」の説明を求める。

高齢福祉課

議題7（資料7）

本年度も各区における敬老事業の開催にあたり、対象者把握のための名簿を提供させていただく。ついては、個人情報外部提供申請書に区長様の署名等をいただき、本日の区長会議終了後に机の上に置いてお帰りいただきたい。

名簿は、次回の第2回区長会議で配付させていただく。80歳以上対象名簿（昭和18年12月31日までに出生した方）を2部用意する。令和4年度に75歳～79歳の方も対象として敬老事業を実施された区については、その名簿も用意する。

次回の区長会議では交付金の申請書の提出依頼もさせていただく予定。7月末頃までに概算で高齢福祉課へ提出いただき、8月末に1人当たり2000円の計算で前渡し交付をする。敬老事業を実施していただいた後、9月頃に人数の確定と精算を予定している。

区長会長

「議題7：保有個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長・町内会への作業・提出依頼】

(8) 多治見市自主防災組織支援事業補助制度について

区長会長 「議題8：多治見市自主防災組織支援事業補助制度について」の説明を求める。

企画防災課 議題8（資料8）

多治見市自主防災組織支援事業補助制度のご案内である。

本制度は、共助を支える自主防災組織の活動を促進することを目的とし、活動に係る経費の一部を多治見市が補助するものである。

この補助制度は、平成30年度から令和4年度までの期限であったが、令和7年度まで3年間延長した。補助対象経費及び補助率、補助要件については、資料に記載の通り、メニューにより補助率と上限額が決まっている。

感震ブレイカーの概要と過去5年間の実績も参考にさせていただき、ぜひこの補助制度を活用いただきたい。

区長会長 議題8「多治見市自主防災組織支援事業補助制度について」、質問はあるか。

区長 感震ブレイカーの設置家庭は企画防災課で把握しているか。

企画防災課 名簿があり把握している。5年間で約7200世帯に設置していただいている。

区長 設置を呼び掛けたいため、地区内の設置家庭を教えてほしい。

企画防災課 地区内であれば教える。企画防災課までお越し願いたい。

区長会長 他に質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長への周知】

(9) 令和5年度地区懇談会の開催について

区長会長 「議題9：令和5年度地区懇談会の開催について」の説明を求める。

秘書広報課 議題9（資料9）

地区懇談会を資料に記載のとおり開催する。地域の方への周知の協力を願う。

昨年度から会場変更箇所は2か所。6月1日精華地域の会場はバロー文化ホール2階会議室、6月9日笠原地域は笠原小学校体育館が会場となるのでご注意ください。

開催にあたっては、地域の方のご意見を優先する司会進行に努める。

区長会長 議題9「令和5年度地区懇談会の開催について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(10) ミスト発生器のご案内

区長会長 「議題10：ミスト発生器のご案内」の説明を求める。

環境課 議題10（資料10）

ミスト発生器の貸し出しについて説明する。高気温対策の一環として、夏場の地域イベント等でご利用いただけるよう、毎年7月から9月までの3か月間、水を細かい霧にして噴射し、冷却することができるミスト発生器の貸し出しを行っている。希望される区や町内会は、6月23日（金）から環境課又は市内小中学校で申請を受け付けるので、資料の3枚目の申請書の提出をお願いします。尚、市之倉小学校と北栄小学校は故障等で現在貸し出しができないのでご了承願う。ミスト発生器の取扱注意事項については資料

2 ページをご確認いただきたい。

区長会長 コロナも落ち着き、各区で行事を計画されていると思う。必要に応じて活用願う。

議題 10「ミスト発生器のご案内」について、質問はあるか。

区長 昨年、受付開始日に既にミスト発生器の貸出予約が全て埋まっていたということがあった。くれぐれもそのようなことがないようにしていただきたい。

区長会長 貸出できる台数は何台ほどあるか

環境課 環境課に 2 台、各小中学校に 1 台ずつある。市之倉小と北栄小は故障中であるため、貸出できないためご了承願う。

区長会長 数に限りがあるので、なるべく早く予約をすることをお勧めする。

ほかに質問はあるか

区長 質問なし。

【区長・町内会長への周知】

(11) 令和 5 年度市内一斉清掃について（お願い）

区長会長 「議題 11：令和 5 年度市内一斉清掃について（お願い）」の説明を求める。

環境課 議題 11（資料 11）

市内一斉清掃は 6 月 4 日（日）午前 8 時から 1 時間程度を予定している。小雨の場合は決行するが、順延する場合は、翌週 11 日（日）とする。その場合は、7 時 30 分に防災行政無線でお知らせする。内容については昨年度から変更なし。マスクの着用は個人の判断でお願いする。3 点お願い事項がある。

- ① 5 月にお問い合わせする回覧チラシの裏面（添付の A 3 用紙資料）に、ごみの集積場所一覧を掲載している。変更がある場合は環境課まで連絡いただきたい。
- ② 土砂の回収が必要となる場合は、ごみと回収方法が異なるため、事前に道路河川課まで連絡いただきたい。
- ③ 活動中は怪我には十分注意を願う。万が一怪我をしてしまった場合は、6 月 4 日当日は、三の倉センター 23-1103 へ、翌日以降は環境課 22-1580 まで連絡願う。保険の対象はご自身の怪我のみ。対人・対物の賠償責任は対象外となる。

区長会長 議題 11「令和 5 年度市内一斉清掃について（お願い）」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(12) 社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について

区長会長 「議題 12：社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」の説明を求める。

くらし人権課 議題 12（資料 12）

多治見市では区や町内会が行う草刈りや清掃活動中に、万が一怪我などをし、通院、入院された場合に、市民総合災害補償という補償制度を用意している。

この補償の対象となるためには、区や町内会で草刈りや清掃活動をされる前に、本資料に添付している「社会奉仕活動届出書」をくらし人権課、あるいは担当課へ提出いただく必要がある。市が主催する市内一斉清掃、敬老会、交通安全街頭指導等については、市役所関係課から届出がされるため、各区からの提出は不要である。

保険の対象はご自身の怪我のみ。対人・対物の賠償責任は対象外。熱中症も補償の対象外。スポーツ行事は文化スポーツ課で取り扱うスポーツ障害保険が適用となる。草刈りや清掃活動で出たごみの集積場所は事前協議が必要で、実施日の 1 週間前までに三の

倉センターにご連絡いただきたい。不明な点があれば、くらし人権課まで問合せ願う。

区長会長 議題 12 「社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

(13) 火災時における協力のお願いについて

区長会長 「議題 13：火災時における協力のお願いについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題 13 (資料 13)

区長、町内会長の皆様には、市役所各課から施策を遂行するにあたりご連絡することある。また、各地域での工事連絡、町内会加入の相談等で自治会に影響がある事案の場合は、不動産事業者等へ情報提供することがあるのでご予定願う。

また、万が一火災が発生した場合に、り災された方の一時避難場所として、それぞれの地域の集会所や公民館等をご用意いただくようご相談させていただく場合がある。昼夜を問わずご連絡することになるが、ご予定を願う。

令和 4 年度にも養正や姫で火災があり、先日も小泉校区で火災があった。その際にも区長、町内会長をはじめとする地域の方々に協力をいただいた。今後も火災が発生した場合は、お力添えいただきたい。

なお、現場でもり災者にご案内はするが、区長の皆様にり災者から相談あったら、まずは、「くらし人権課」までご連絡いただくようご案内願う。各課の窓口へのご案内や調整は全てくらし人権課で行う。

区長会長 議題 13 「火災時における協力のお願いについて」、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長会事業】

(14) 令和 4 (2022) 年度多治見市区長会事業報告について

(15) 令和 4 (2022) 年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出

(16) 令和 4 (2022) 年度多治見市区長会会計監査報告

(17) 令和 5 (2023) 年度多治見市区長会事業計画 (案) について

(18) 令和 5 (2023) 年度多治見市区長会事業会計収入支出予算 (案) について

(19) 「区長会サポート委員会」について

区長会長 区長会事業について「議題 14～議題 19 について」6 つの議題をまとめて説明を求める。

区長会事務局 議題 14 (区長会事業報告資料 1～6 ページ)

令和 4 年度はコロナ禍ではあったが、日帰りの区長会視察研修を行い、各務原市役所新庁舎の視察及び美濃加茂市の自治連合会との意見交換を行った。

また、10 月、12 月に区長会意見交換会を開催し、自治会役員の負担軽減に向けどのような見直しが必要かについて意見交換した。意見交換の結果を踏まえ、地域集会所施設整備等補助金の拡充期間の延長を市へ要望したり、区長負担の軽減に向け、市へいくつか提案を行った。活動実績については、2 ページから 6 ページに掲載。確認願う。

議題 15 (区長会事業報告資料 7、8 ページ)

資料 7 ページ令和 4 年度多治見市区長会事業会計収入支出を説明する。

収入の部、多治見市から運営交付金が 1,035,000 円、利息が 9 円、前年度からの繰越金が 299,493 円あり、総収入額は 1,334,502 円。

支出の部、総務費中、区長会事業費は、区長会議、幹事会、サポート委員会開催の際のお茶代、産業文化センター等の施設使用料で総額 239,740 円。総務会事業費は、区長会総務会のお茶代、産業文化センターの施設使用料で総額 19,360 円。運営事務費は、各種事務用品の購入や備品の購入等総額 435,542 円で、総務費としては合計 694,642 円支出。

研修会費は、11 月の日帰り研修の昼食代として 56,473 円支出。

自治連絡協議会費は、岐阜県域 21 市の自治会で構成される自治連絡協議会への会費 50,800 円とその振込手数料で総額 51,270 円支出。また、自治連絡協議会の役員会、研修大会等があり、その際の昼食代等で 19,332 円支出。以上支出合計 70,602 円。

収入額から支出額を除いた差引残額は 512,785 円。繰越金 299,493 円を除いた 213,292 円は市へ返還。

続いて資料 8 ページ、令和 4 年度多治見市区長会会費会計収入支出報告書を説明する。

収入の部、預かり金として、全区から納めていただいた、多治見まつり協賛金 50,000 円、消防友の会の会費 100,000 円合わせて 150,000 円、区長会交流会の参加者からの会費 100,000 円、繰越金額が 14 円、以上収入合計額が 250,014 円。

支出の部、区長会交流会の費用として 100,000 円、お預かりした多治見まつりの協賛金 50,000 円、消防友の会の会費 100,000 円を支出。残額 14 円を令和 5 年度に繰越。

議題 16 (区長会事業報告資料 9 ページ)

令和 4 年度多治見市区長会事業会計及び区長会会費会計の収入支出決算について令和 4 年度の監査役員である、第 13 区松島祥久区長、第 23 区長谷川邦守区長に監査いただき、適正に処理されていたことを確認いただいたので報告する。

議題 17 (区長会事業報告資料 10 ページ)

区長会議及び総務会を年 6 回偶数月に開催する予定。また、昨年度と同様に意見交換会を 2 回開催する予定。先月開催した、オリエンテーションを令和 5 年度も開催する計画。その他、令和 2 年度に創設された区長会サポート委員会も区長会幹事のみなさまと相談の上、必要に応じて年数回開催したいと考えている。研修事業は、区長会視察研修及び自治会連絡協議会が主催の研修大会への参加を予定。幹事のみなさまと開催内容を検討し随時おしらせしていく。

議題 18 (区長会事業報告資料 11 ページ)

収入の部、令和 4 年度同様に市からの交付金 1,035,000 円を含め、総額 1,334,500 円を計上。

支出の部、令和 4 年度並みで予定し、総務費 850,000 円、研修会費 75,000 円、岐阜県自治連絡協議会費 159,500 円、予備費 250,000 円の合計 1,334,500 円を計上。

議題 19 (区長会事業報告資料 12 ページ)

自治会運営における課題についての検討や研究を行う機関として区長会サポート委員会を令和 2 年度に発足した。当該委員会は、区長の仕事をしながら課題研究をするのは負担が大きいと判断し、区長会幹事経験者の中から 6 名以内で委員を選出し、区長会幹事からの依頼を受け活動をしていただくこととしている。

令和 6 年度については、令和 3 年度第 19 区区長、渡邊正紘さん、令和 2 年度第 25 区区長、和歌輝雄さん、令和 4 年度第 28 区区長、井奈波文治さん、令和 4 年度第 30 区区

長、細江正尚さん、令和4年度第37区区長、榊岡忍さん、令和3年度第40区区長 田嶋義晋さんの6名で構成。資料の3に記載のとおり、区長同士の交流のきっかけづくりや、各区で取り組みたいことのサポート等を行なえればと考えている。

区長会幹事会と相談しながら進めていきたいと考えているが、区長OBとして相談したいことがあれば、取次を行うので、くらし人権課まで一報願う。

区長会長 以上、議題14～議題19までについて、質問はあるか。
区長 質問なし。

【お知らせ】

(20) 回覧文書の発出について

区長会長 「議題20：回覧文書の発出について」の説明を求める。

くらし人権課 議題20（資料20）

令和4年度区長会意見交換会で、広報たじみの配付時以外で届けられる回覧文書がバラバラと届けられ、せっかく回覧を回したと思ったらまた届けられるということがあり困っているとの意見があった。それを踏まえ、市へ見直しを提案したところ、令和5年度から、個別に回覧をお願いする場合は、区長が指定する日もしくは、1日及び15日前後に届けることとするということになった。それ以外の日付については、緊急工事の連絡など、どうしても必要な場合を除き依頼しないという方針で進めていくこととなった。

個別の回覧文書を依頼する場合は、担当課から区長、町内会長に連絡が入るので、都合の良い日時を指定していただければよい。

区長会長 議題20「回覧文書の発出について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

(21) 令和5（2023）年度区長顔写真名簿の配付について

区長会長 「議題21：令和5（2023）年度区長顔写真名簿の配付について」の説明を求める。

くらし人権課 議題21（資料21）

令和元年度第4回区長会議で、「区長同士は2か月に1回しか会わず、なかなか顔と名前が一致しないので、顔写真名簿を作成し、配付してはどうか。」とのご意見をいただき、令和元年度から毎年配付し、それぞれ、第6回区長会議で返却、回収をしている。

令和5年度区長におかれましても、顔写真名簿の配付をする。活用を願う。

区長会長 議題21「令和5（2023）年度区長顔写真名簿の配付について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

【配布資料・区長会の今後の日程について】

区長会事務局 令和5年度版おとどけセミナー「おしながき」を配布している。今年度も各種メニューを用意している。地域で講座等を計画される場合はご連絡いただければと思う。各課職員が地域に出向き講師となって説明させていただくのでご検討願う。

続いて区長会の今後の日程についてお知らせする。

6月2日（金）に第2回区長会総務会、6月17日（土）第2回区長会議を産業文化センターで行う。

区長会長

これをもって第1回区長会議を終了する。